

牛肉骨粉等の養魚用飼料原料として
の利用に関する手続マニュアル
〔第1.1版〕

平成27年5月

(独)農林水産消費安全技術センター
(FAMIC)
農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

目 次

I 章	牛肉骨粉の養魚用飼料への利用再開に当たって	1
II 章	牛肉骨粉等及び牛血粉等を製造する事業者が必要な対応	3
	1. 牛肉骨粉等の製造に当たって守っていただきたい要件	4
	(1) 牛肉骨粉等の原料の収集先	5
	(2) 原料の輸送	7
	(3) 原料の受入時の品質管理・記録	7
	(4) 牛肉骨粉等の製造	8
	(5) 製品出荷の基準	8
	(6) 製品の輸送	9
	(7) 製造・品質管理者	10
	2. 牛血粉等の製造に当たって守っていただきたい要件	11
	(1) 牛血粉等の原料の収集先	11
	(2) 原料の輸送	12
	(3) 原料の受入時の品質管理・記録	12
	(4) 牛血粉等の製造	12
	(5) 製品出荷の基準	12
	(6) 製品の輸送	13
	(7) 製造・品質管理者	14
	3. 牛肉骨粉等及び牛血粉等の確認手続の流れ	15
	(1) 自主確認及び事前相談	15
	(2) 申請書の提出	15
	(3) 確認（現地）検査の実施	15
	(4) 同行調査	15
	(5) ホームページへの掲載	16

(6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応	16
(7) 製造設備の故障等についての対応	17
(8) 牛肉骨粉・血粉等の製造業者の大臣確認の廃止についての対応	17

4. 牛肉骨粉・血粉等の大臣確認に関する供給管理票、申請書等の記載例

(1) 供給管理票の記載例	18
(2) 申請書・変更届の記載例	21

Ⅲ章 牛肉骨粉等又は牛血粉等を原料とする養魚用飼料を製造する事業者が必要な対応

1. 養魚用飼料製造業者が製造に当たって守って頂きたい要件

(1) 養魚用飼料の原料として用いることができる牛由来原料	50
(2) 原料受入時の管理・記録	50
(3) 製造工程の分離	50
(4) 製造記録	51
(5) 出荷に係る基準	51
(6) 製造・品質管理者	54

2. 確認手続の流れ

(1) 自主確認及び事前相談	57
(2) 申請書の提出	57
(3) 確認（現地）検査の実施	57
(4) ホームページへの掲載	58
(5) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応	58
(6) 製造設備の故障等についての対応	58
(7) 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造業者の大臣確認の廃止についての対応	59

3. 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の供給管理票、申請書等の記載例

(1) 供給管理票の記載例	60
(2) 申請書・変更届の記載例	61

IV章 牛肉骨粉等又は牛血粉等を原料とする養魚用飼料を扱う販売業者 及び養殖業者が必要な対応	65
1. 販売業者に守っていただきたい要件	65
(1) 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の購入	65
(2) 製品の受入・販売時の帳簿による記録	65
(3) 確認済魚飼ラインで製造された飼料の保管の措置	66
(4) 確認済魚飼ラインで製造された飼料の販売措置	66
2. 養殖業者に守っていただきたい要件	67
(1) 給与の対象	67
(2) 確認済魚飼ラインで製造された飼料の保管の措置	67
V章 リーフレット	68
1. 養殖業者向けリーフレット	68
2. 牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開のリーフレット	69
○参考 お問い合わせ先	71

I 章 牛肉骨粉の養魚用飼料への利用再開に当たって

1. これまでの経緯

牛豚等の肉骨粉は、たん白質に富む原料として畜産・養魚用飼料に利用されてきましたが、平成 13 年 9 月の BSE 発生後、飼料安全法により肉骨粉を含む飼料の製造・販売等を禁止しました。その後、豚や家きん由来の肉骨粉は豚・鶏・養魚用飼料として利用を再開しましたが、牛肉骨粉の飼料利用は禁止しておりました。

国内では、飼料規制等の BSE 対策の徹底により、BSE の発生リスクが大きく低減したことから、平成 25 年 5 月に国際獣疫事務局（OIE）は我が国を「無視できる BSE リスク国」に認定しています。平成 26 年 1 月には、食品安全委員会の安全性評価を経て、牛肉骨粉の肥料利用が再開されました。

我が国における BSE リスクの大幅な低下や国際基準等を踏まえ、牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開について専門家の意見を聴きながら検討しました。その結果、新たなリスク管理措置を導入することを前提に、平成 26 年 8 月に農業資材審議会の了承を、10 月には食品安全委員会より食品安全上の問題はないとの回答を得て、養魚用飼料に限って、牛肉骨粉の飼料利用を再開することとなりました。

今回の見直しは、牛肉骨粉や牛肉骨粉を原料とする養魚用飼料の管理措置が適正に行われることが前提となっています。そのため、肉骨粉や飼料の製造事業者、販売事業者さらには養殖業者の皆様におかれましては、本マニュアルを参考に適正に製造・使用していただくようお願い致します。

2. 養魚用飼料への利用に伴うリスク管理措置のポイント

牛肉骨粉の飼料利用は、平成 13 年 9 月の BSE 発生以降で初めてのことであり、現在の「無視できる BSE リスク」レベルを維持していくために、牛肉骨粉およびこれを原料とする飼料の適正な製造・使用の遵守が不可欠です。今回の利用におけるリスク管理措置の主なポイントは次の通りです（図 1 参照）。

- ・牛肉骨粉は、養魚用飼料に限って利用可能
- ・牛肉骨粉の原料として、特定危険部位（SRM）、死亡牛や牛以外の反すう動物（めん羊、山羊、しか）及び馬（「禁止物」と総称）は使用不可
- ・豚及び家きんの残さは、牛肉骨粉の原料として混合使用は可能（血液は馬由来も混合使用可能）
- ・養魚用飼料に牛肉骨粉を利用するためには、肉骨粉製造段階及び飼料製造段階のそれぞれにおいて、他の肉骨粉又は飼料の製造工程との分離状況等について、事前に農林水産大臣の確認が必要

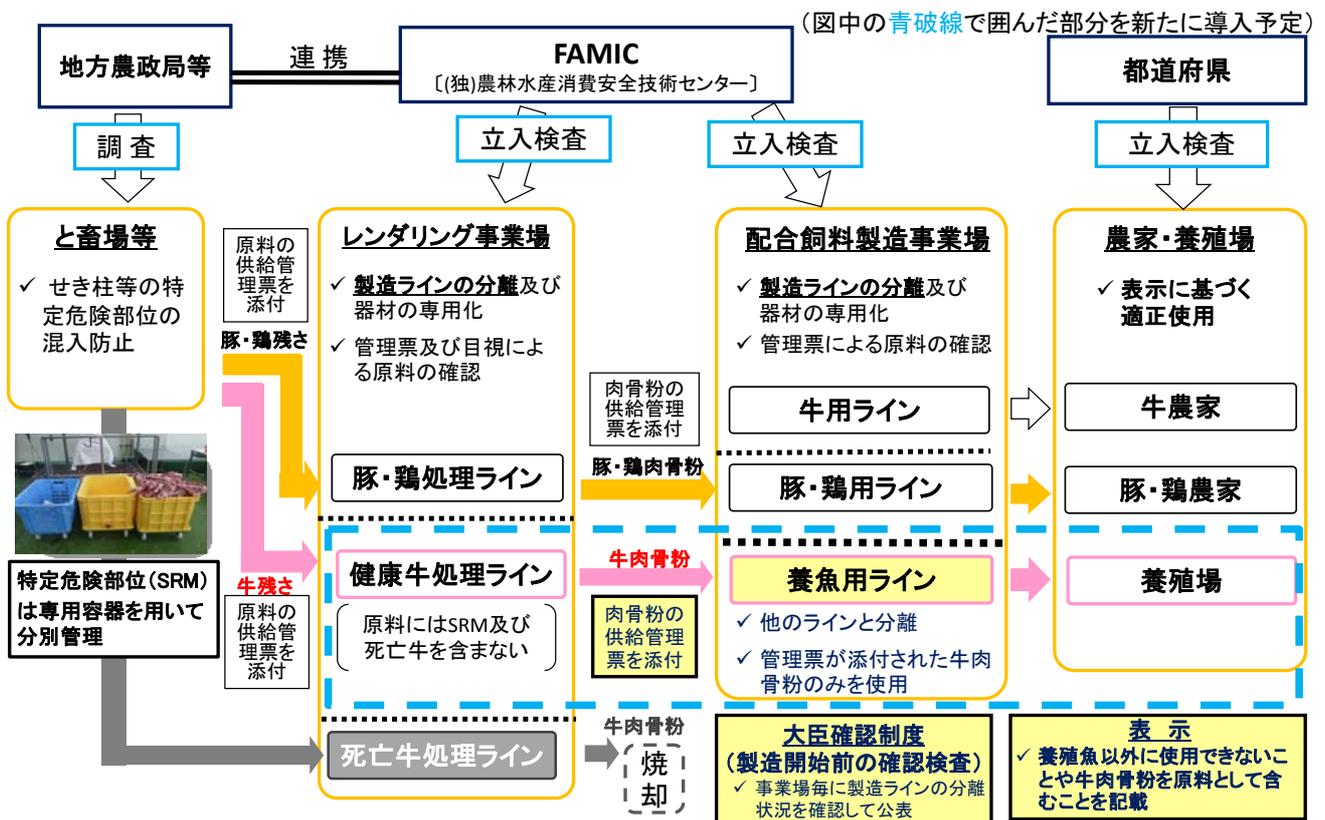
（大臣確認を受けた製造工程は、FAMIC が毎年行う立入検査の対象）

- ・牛肉骨粉の製造工程は、SRM、死亡牛、めん羊等の禁止物を処理するレンダリン

グ処理工程（死亡牛ライン）との分離が必要

- ・牛肉骨粉を出荷する場合は、供給管理票を添付
- ・牛肉骨粉を含む養魚用飼料の製造工程は、牛肉骨粉を含んではならない牛用飼料及び豚鶏用飼料の製造工程との分離が必要
- ・養魚用飼料製造業者に出荷する牛肉骨粉を含む飼料（中間製品）は供給管理票を添付し、大臣確認を受けた製造工程を有する飼料製造業者にのみ出荷可能（中間製品は、養殖業者や販売業者が入手できないものとする）
- ・牛肉骨粉を含む養魚用飼料の製造工程として大臣確認を受けた製造工程（確認済魚飼製造施設）から製造・出荷される養魚用飼料については、養魚以外の家畜・家きんへの給与を禁止する等の表示が必要
- ・確認済魚飼製造施設で製造される養魚用飼料は、養魚以外への給与を禁止

図1 利用再開に当たって導入する管理措置の流れ



II章 牛肉骨粉等及び牛血粉等を製造する事業者が必要な対応

今回利用再開する牛由来たん白質は、表1のとおりとなっています。

今回の見直しでは、原料収集段階で複数の畜種の原料が混合したのも、牛肉骨粉等（牛由来の肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉）や牛血粉等（牛由来の血粉及び血しょうたん白）の原料として利用することができます。

なお、これまでペットフードの原料としてのみ利用が認められていた牛肉粉は、表1の肉骨粉に含まれるため利用再開の対象となります。そのため、当該牛肉粉を養魚用飼料の原料として出荷する場合は、別途、牛肉骨粉等の製造事業者として大臣確認を受ける必要があります。

表1 牛由来たん白質の原料及び製造方法

牛由来たん白質の種類	原料	製造方法等
肉骨粉 	食品として利用可能な部位（の残さ）：肉、内臓、脂肪組織、骨、皮原料	原料を粉碎後、加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残さを乾燥・粉碎
加水分解たん白	（蒸製骨粉は骨のみを原料） 注）1. 牛由来原料に、SRM、死亡牛は含まない 2. 牛由来原料に、豚、家きん由来原料を含むものも対象とする	原料を粉碎後、亜臨界水等で加水分解処理させ、乾燥・粉碎
蒸製骨粉		原料を加圧蒸煮・圧搾した残さを乾燥・粉碎
血粉 	血液 注）牛由来原料に、豚、馬、家きん由来原料を含むものも対象とする	と畜時の血液を加熱・凝固させ、脱水・乾燥
血しょうたん白		と畜時の血液から血球を除いた血しょうを噴霧乾燥

ただし、牛肉骨粉等及び牛血粉等（以下「牛肉骨粉・血粉等」という。）の原料として、①牛のSRM、②死亡牛、③めん羊・山羊・しか・馬（馬のみ血液は血粉原料として利用可）に由来する残さ（①～③を「禁止物」と総称）は、利用することができません。（表2）

表 2 牛肉骨粉・血粉等の原料に利用することができないもの（禁止物）

SRM	<p>人の食品に供することができない部位をいい、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条で定める牛の特定部位及び 30 月齢を超える牛の脊柱</p> <p>（全 月 齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扁桃 ・ 回腸遠位部（盲腸との接続部分から 2 メートルまでの部分に限る） <p>（30 月齢超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扁桃を除く頭部（舌及び頬肉を除く。） ・ 脊髄 ・ 脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
死亡牛	農場で死亡した牛等、と畜場の検査を経ずに死亡した牛
牛以外の動物	めん羊、山羊、しか、馬（馬のみ血液は血粉原料として利用可）

1. 牛肉骨粉等の製造に当たって守っていただきたい要件

牛肉骨粉等を養魚用飼料として製造・供給しようとする場合、製造業者は事業場毎に以下の要件に適合することについて、農林水産大臣の確認を受ける必要があります。

【必要な要件】

① 牛肉骨粉等の原料の確認

牛肉骨粉等の原料は、牛、豚、家きんに限ります。また、牛を扱う収集先からの原料は、収集先で禁止物が確実に除去され、原料供給管理票が添付されているものを用いる必要があります。このため、牛の脊柱が付いた枝肉を取り扱うカット場等から原料残さを収集する際は、禁止物に含まれる 30 月齢超の牛の脊柱（月齢が不明なものを含む。）が分別管理されており、それらが絶対に混入しないことを確認してください。

② 牛肉骨粉等の原料輸送時の措置（原料供給管理票の添付）

牛肉骨粉等の原料の輸送に当たっては、専用の容器を用いるとともに、収集先が原料供給管理票を添付する必要がありますので、収集先に対して十分に説明してください。

③ 帳簿による管理状況の記録

牛肉骨粉等の製造に当たっては、原料の受入量、牛肉骨粉等の製造量及び出荷量等

を記録し、8年間保存してください。また、製造の際は、原料及び製品の数量等を記録・管理する必要があります。

④ 牛肉骨粉等の輸送時の措置（牛肉骨粉・血粉等供給管理票の添付）

牛肉骨粉等の輸送に当たっては、専用の容器を用いるとともに、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」による管理を行う必要があります。

また、容器には、使用上の注意を表示する必要があります。

（注）②及び④の「容器」とは、バルク車、PP袋、紙袋及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいいます。

(1) 牛肉骨粉等の原料の収集先

牛肉骨粉等の原料（牛肉骨粉等原料）は、以下の①から④の収集先からのものに限ります。

① と畜場・食鳥処理場

a) 牛由来の原料を扱う施設

禁止物が含まれないよう、と畜場との間で分別に関する契約を締結する必要があります。契約書の記載例は26頁参照。

牛肉骨粉等原料となる動物（原料動物）の処理工程は、めん羊・山羊・しか・馬等（めん羊・馬等）の処理する場所と区分することが必要です。処理する場所を区分することが難しい場合は、原料動物とめん羊・馬等の処理時間を分けるとともに、めん羊・馬等の処理後は、処理工程を十分に洗浄し、その後に行われる原料動物の処理時に混入がおこらない取扱いがなされることについて契約を締結する必要があります。（原料動物とめん羊・馬等の処理場所の区分が難しい施設における、めん羊・馬等の混入を防ぐ措置を記載した契約書の記載例は25頁参照。）

b) 「豚由来の原料のみを扱う施設」又は食鳥処理場

と畜場・食鳥処理場との間で、豚又は家きん以外の動物を扱わないこと等の契約書を締結する必要があります。契約書の記載例は31頁参照。

既に、豚又は家きん由来の肉骨粉等の原料収集先として、従来から豚又は家きん由来の原料以外を取り扱わない旨の契約を締結している施設が、牛肉骨粉等原料としても豚又は家きん由来残さを出荷する場合は、実質的に問題は無いと思われませんが、必要に応じて再契約等を検討してください。

② カット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場）

a) 牛由来の原料を扱う施設

(ア) 牛脊柱やめん羊・馬等を扱う施設

カット場等との間で、禁止物（牛の脊柱や牛・豚・家きん以外の動物に由来する残さ等）との分別に関する契約を締結する必要があります。契約書の記載例は26☞参照。

なお、原料動物の処理工程が、めん羊・馬等の処理工程と場所を区分することが難しい場合は、原料動物の処理をめん羊・馬等の処理前に行うとともに、原料動物を処理する前に、処理工程を十分に洗浄することの契約を締結する必要があります。

(イ) 牛脊柱やめん羊・馬等扱わない施設

牛のブロック肉のみを扱うような施設の収集先に対しては、(ア)のような原料分別管理に関する契約は不要です。ただし、当該施設が、禁止物（牛のSRMや牛・豚・家きん以外の動物）を扱わないことについて契約書を締結する必要があります。契約書の記載例は31☞参照。

b) 豚、家きん由来原料のみを扱う施設

カット場等との間で、豚又は家きん以外の動物を扱わないこと等の契約書を締結する必要があります。契約書の記載例は31☞参照。

既に、豚又は家きん由来の肉骨粉等の原料収集先として、従来から豚又は家きん由来の原料以外を取り扱わない旨の契約を締結している施設が、牛肉骨粉等原料として豚又は家きん由来残さを出荷する場合は、実質的に問題は無いと思われませんが、必要に応じて再契約等を検討してください。

③ 食用油脂製造施設（食用脂肪を原料とする肉粉の製造施設）

- ・ 食用油脂製造施設に対して、牛、豚及び家きんの食用脂肪のみを扱うことの契約を締結する必要があります。契約書の記載例は33☞参照。

ただし、食用油脂製造施設から生じた肉粉を養魚用飼料の原料として供給する場合は、当該食用油脂製造施設が牛肉骨粉等の製造事業者として大臣確認を受ける必要があります。

注意事項

これまで動物性油脂等の原料として同行調査を行ったと畜場やカット場等であっても、めん羊・山羊・馬を扱っていないこと、又はめん羊・山羊・馬由来の残さを扱っている場合は、これらの残さが分別管理されていることを確認してください。

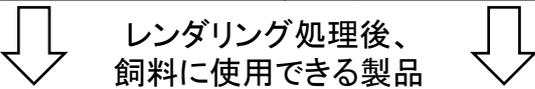
飼料用動物性油脂ラインで製造された牛肉骨粉を、養魚用飼料製造業者へ出荷することを検討される場合は、動物性油脂と牛肉骨粉の畜種別原料一覧（7☞）を参考にして、適切な原料を使用してください。

④ 農場

- ・ 農場で死亡した解体処理されていない豚又は家きん（これら以外の動物の混入がないこと）に限って原料として使うことができます。
（なお、農場で死亡した牛（死亡牛）、めん羊、山羊、馬等は牛肉骨粉等の原料として使うことができません。）

表 3 飼料用動物性油脂と牛肉骨粉の畜種別原料一覧

飼料用動物性油脂の原料	養魚飼料用牛肉骨粉の原料
・牛由来残さ (SRM、死亡牛を除く)	→ ○
・豚由来残さ	→ ○
・鶏由来残さ	→ ○
・めん山羊由来残さ (SRM、死亡畜を除く)	→ ×
・馬由来残さ	→ ×



レンダリング処理後、
飼料に使用できる製品

油脂のみ	肉骨粉及び油脂
------	---------

注) 「残さ」とは、肉、内臓、脂肪組織、骨、皮を指します。

(2) 原料の輸送

① 輸送の容器

牛肉骨粉等原料の輸送に当たっては、禁止物の混入を防止するために専用の容器を使ってください。

② 原料供給管理票の添付

- ・ 牛肉骨粉等原料を牛肉骨粉等製造業者に輸送する場合は、「原料供給管理票」（18頁参照）を添付する必要があります。
- ・ 牛肉骨粉等製造業者は、受理した「原料供給管理票」を記録として最低8年間保存する必要があります。
- ・ 農場からの場で死亡した解体処理されていない豚又は家きんに限り、原料輸送の際に「原料供給管理票」の添付は不要です。

(3) 原料の受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等原料の受入に当たっては、上記(1)（5頁参照）の収集先の要件に

適合しているものであることを確認してください。すなわち、牛肉骨粉等原料として適切なもののみであることを確認してから収集する必要があります。

農場以外から牛肉骨粉等原料を受入れた際は、供給された原料の内容、数量等が原料に添付された「原料供給管理票」の記載内容に適合しているかを確認しなければなりません。

農場から豚又は家きんを受け入れた際は、「原料供給管理票」が添付されていないことから、供給された原料の状態、頭数等を目視で確認しなければなりません。

牛肉骨粉等原料の受入れに当たっては、受入れた年月日、原料の種類、数量及び収集先を記録する必要があります。

これらの原料の受入記録は、最低8年間保存する必要があります。

なお、この受入記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

(4) 牛肉骨粉等の製造

① 製造の方法

牛肉骨粉等の製造ラインは、禁止物を処理するライン（死亡牛ライン）と完全に分離するとともに、製造ラインに禁止物が混入しないよう管理する必要があります。

② 製造の記録

牛肉骨粉等の製造に当たっては、原料の種類と数量、製造年月日、製品の数量を記録する必要があります。これらの製造記録は、最低8年間保存しなければなりません。なお、この製造記録については、各項の内容がわかるのであれば、既存の資料を利用しても構いません。

なお、この製造記録については、各項の内容がわかるのであれば、既存の資料を利用することやコンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

(5) 製品出荷の基準

① 出荷先の確認

出荷先が牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の大臣確認を受けた施設（養魚用飼料確認施設）であることを確認した上で出荷を行う必要があります（最終荷受者が不明な段階では、牛肉骨粉等を出荷することができません。）。

なお、大臣確認を受けた施設のリストは、FAMICのホームページに掲載されています。<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>

② 出荷工程

出荷に当たっては、禁止物（SRM、死亡牛やめん羊・馬等由来の原料）又

は禁止物を含む肉骨粉等が混入しないようにする必要があります。

③ 出荷記録

出荷に当たっては、出荷年月日、出荷先、出荷数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）を記録する必要があります。

これらの製品の出荷記録は、最低8年間保存する必要があります。

なお、この製品の出荷記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

④ 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

製品（牛肉骨粉等）を輸送する場合、必ず「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」（19^号参照）を添付してください。また、牛肉骨粉等製造業者は、製品を受理した養魚用飼料製造業者（最終荷受者）から、最終荷受業者名を記名した「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」を回付してもらう必要があります。

牛肉骨粉等製造業者は、回付された「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」を最低8年間保存する必要があります。

注意事項

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の大臣確認を受けた施設であることを確認する必要があります。また、最終荷受者となる養魚用飼料確認施設が不明なまま、牛肉骨粉等を出荷することができません。

(6) 製品の輸送

① 輸送の容器

製品（牛肉骨粉等）出荷に当たっては、製品の飛散や異物の混入を防止するために、専用の容器を使ってください。

② 注意書き等の表示

牛肉骨粉等の表示は、(ア)飼料の名称、(イ)製造年月、(ウ)製造業者の氏名又は名称及び住所及び(エ)製造事業場の名称及び所在地の他に飼料製造業者が牛肉骨粉等を牛等用飼料のような製造が禁止されている飼料の原料として利用しないように以下を表示する必要があります。（20^号参照）

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保

存すること。

(7) 製造・品質管理者

各事業場においては、牛肉骨粉等が要件に従って適切に製造されるよう、実地に製造を管理する「製造・品質管理者」を置く必要があります。

製造・品質管理者は、牛肉骨粉等の製造において、原料の受入から製品の輸送までの業務や製品の品質の管理を適切に行うため管理基準及び作業手順を整備する必要があります。

また、製造・品質管理者は、実施状況を記録し、8年間保存する必要があります。

2. 牛血粉等の製造に当たって守っていただきたい要件

牛血粉等を製造・供給しようとする場合、製造業者は事業場毎に、以下の要件に適合することについて、確認を受ける必要があります。（なお、牛血粉等の製造ラインは、専用のラインが必要であり、牛肉骨粉等の製造ラインと兼用することはできません。）

【必要な要件】

① 牛血粉等の原料の確認

牛血粉等の原料は、牛、豚、馬、家きんの血液（牛血粉等原料）に限ります。また、血液には、禁止物が混入しておらず、血液供給管理票が添付されているものを用いる必要があります。

② 牛血粉等の原料輸送時の措置（血液供給管理票の添付）

牛血粉等の原料の輸送に当たっては、専用の容器を用いるとともに、収集先が血液供給管理票を添付する必要がありますので、収集先に対して十分に説明してください。

③ 帳簿による管理状況の記録

牛血粉等の製造に当たっては、原料の受入量、牛血粉等の製造量及び出荷量等を記録し、8年間保存してください。また、製造の際は、原料及び製品の数量等を記録・管理する必要があります。

④ 牛血粉等の輸送時の措置（牛肉骨粉・血粉等供給管理票の添付）

牛血粉等の輸送に当たっては、専用の容器を用いるとともに、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」による管理を行う必要があります。

また、容器には、使用上の注意を表示する必要があります。

(注) ②及び④の「容器」とは、バルク車、PP袋、紙袋及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいいます。

(1) 牛血粉等の原料の収集先

- ・牛血粉等の原料（牛血粉等原料）は、と畜場又は食鳥処理場で収集される牛、豚、馬又は家きんの血液に限ります。
- ・めん羊等（めん羊、山羊、しか等）に由来する血液を、牛血粉等原料として使うことができないため、注意が必要です。
- ・と畜場における牛血粉等原料の収集は、禁止物や血液以外のものが混入しないようにするため、めん羊、山羊とは分離した放血工程で行う必要があります。このような禁止物が含まれないよう、と畜場との間で分別に関する契約を締結する必要があります。契約書（牛を扱うと畜場）の記載例は42頁参照。

注意事項

牛の血液を収集する放血工程は、めん羊、山羊の放血工程と共用することはできません。（共有する場合、この牛血液は原料として利用できません。）

(2) 原料の輸送

① 輸送の容器

牛血粉等原料の輸送に当たっては、禁止物の混入を防止するために専用の容器を使ってください。

② 血液供給管理票の添付

- ・牛血粉等原料を牛血粉等製造業者に輸送する場合は、「血液供給管理票」（18頁参照）を添付する必要があります。
- ・牛血粉等製造業者は、受理した「血液供給管理票」を記録として最低8年間保存する必要があります。

(3) 原料の受入時の品質管理・記録

牛血粉等原料の受入に当たっては、受入れた年月日、原料の種類、数量及び収集先を記録する必要があります。

これらの原料の受入記録は、最低8年間保存する必要があります。

（なお、この受入記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。）

(4) 牛血粉等の製造

① 製造の方法

牛血粉等の製造ラインは、禁止物を処理するライン（死亡牛ライン）と完全に分離するとともに、製造ラインに禁止物が混入しないよう管理する必要があります。

② 製造の記録

牛血粉等の製造に当たっては、原料の種類と数量、製造年月日、製品の数量を記録する必要があります。これらの製造記録は、最低8年間保存しなければなりません。

（なお、この製造記録については、各項の内容がわかるのであれば、既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。）

(5) 製品出荷の基準

① 出荷先の確認

出荷先（最終荷受者）が養魚用飼料確認施設であることを確認した上で出荷を行う必要があります（最終荷受者が不明な段階では、牛血粉等を出荷することができません。）。なお、大臣確認を受けた施設のリストは、FAMICのホームページ（<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）に掲載されています。

② 出荷工程

出荷に当たっては、禁止物（SRM、死亡牛やめん羊等由来の原料）又は禁止物を含む肉骨粉等が混入しないようにする必要があります。

③ 出荷記録

出荷に当たっては、出荷年月日、出荷先、出荷数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）を記録する必要があります。

これらの製品の出荷記録は、最低8年間保存する必要があります。

なお、この製品の出荷記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

④ 牛肉骨粉・血粉等供給管理票の添付

製品（牛血粉等）を輸送する場合、必ず「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」（19参参照）を添付してください。また、牛血粉等製造業者は、製品を受理した養魚用飼料製造業者（最終荷受者）から、最終荷受業者名を記名した「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」を回付してもらう必要があります。

牛血粉等製造業者は、回付された「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」を最低8年間保存する必要があります。

注意事項

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先が牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の大臣確認を受けた施設であることを確認する必要があります。また、最終荷受者となる養魚用飼料確認施設が不明なまま、牛血粉等を出荷することができません。

(6) 製品の輸送

① 輸送の容器

製品（牛血粉等）出荷に当たっては、製品の飛散や異物の混入を防止するために、専用の容器を使ってください。

② 注意書き等の表示

牛血粉等の表示は、(ア)飼料の名称、(イ)製造年月、(ウ)製造業者の氏名又は名称及び住所及び(エ)製造事業場の名称及び所在地の他に飼料製造業者が牛血粉等を牛等用飼料のような製造が禁止されている飼料の原料として利用しないように以下を表示する必要があります。(20~~第~~参照)

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

(7) 製造・品質管理者

各事業場においては、牛血粉等が要件に従って適切に製造されるよう、実地に製造を管理する「製造・品質管理者」を置く必要があります。

製造・品質管理者は、牛血粉等の製造において原料の受入から製品の輸送までの業務や製品の品質の管理を適切に行うため、管理基準及び作業手順を整備する必要があります。

また、製造・品質管理者は、実施状況を記録し、8年間保存する必要があります。

3. 牛肉骨粉等及び牛血粉等の確認手続の流れ

1又は2に示した牛肉骨粉・血粉等の収集先等の要件（4⑤、11⑤参照）を満たしている場合は、以下に従って、要件に適合することについて、FAMICを通じて農林水産大臣による確認を受けてください。

(1) 自主確認及び事前相談

牛肉骨粉・血粉等の製造工程等が要件に適合することについて、農林水産大臣の確認を受けようとする製造業者（確認申請業者）は、製造事業場が牛肉骨粉・血粉等の製造の要件に適合することを自ら事前に確認（自主確認）してください。

自主確認についてご不明な点がある場合は、最寄りのFAMIC（72⑤参照）にご相談ください。なお、自主確認に当たっては、特に以下に留意してください。

〔収集先や輸送車両の確認〕

ア 原料の収集先や輸送車両の適合状況の確認は、確認を受ける牛肉骨粉・血粉等製造業者と収集先又は輸送業者等との間で、収集又は輸送に係る要件に適合する旨の契約書等を取り交わす、あるいは、牛肉骨粉・血粉等製造業者が収集先や輸送者の状況を実地に点検する等によって行ってください。

イ 収集先及び輸送車両の適合状況を確認した記録（リスト）を作成してください。確認（現地）検査の際には、これらの記録をベースに要件への適合状況を確認します。

(2) 申請書の提出

(1)の自主確認が完了した牛肉骨粉・血粉等の製造業者は、事業場毎に、別記様式第1-1号（21⑤参照）による申請書（正1通、副1通（控えが必要な場合は副2通））に必要事項を記載の上、FAMICを通じて申請してください。併せて、現地検査を実施する日程等についても、ご相談ください。

なお、牛肉骨粉等の製造工程について大臣確認を申請する際は、当該工程で製造される飼料用動物性油脂の原料収集先との契約内容が変わることから、変更届を提出してください。

(3) 確認（現地）検査の実施

FAMICの検査職員が申請のあった牛肉骨粉・血粉等の製造事業場に伺い、牛肉骨粉・血粉等の要件の適合状況を実地に確認します。この際、検査職員は検査した内容について記録書を作成します。なお、確認検査の際に不備が認められた場合には、改善状況を報告していただく必要があります。

(4) 同行調査

確認申請業者である牛肉骨粉・血粉等の製造業者と畜場等の原料収集先が締結している契約が適正に履行されていること等について、地方農政局等の職員が確認

申請業者に同行し、原料収集状況の調査・確認を行い、さらに、必要に応じて改善に係る助言等を行います。

このため、地方農政局等の職員から同行調査を実施する日程を調整しますので、申請業者が行う原料収集先の契約の確認は、日程に余裕を持って地方農政局等に相談するようご協力をお願いします。

注意事項

これまで動物性油脂等の原料として同行調査を行った原料収集先であっても、めん羊・山羊・馬を扱っている原料収集先は、牛肉骨粉・血粉等の原料とめん羊・山羊・馬由来の残さとの分別管理を確認するための同行調査が、FAMICによる現地検査を受ける前に必要となります。

(5) ホームページへの掲載

(3)の確認(現地)検査の結果、牛肉骨粉・血粉等の要件に適合すると認められた場合、FAMICのホームページ(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>)に掲載します。

(6) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応

① 製造工程を変更する場合

確認を受けた製造事業場において、製造工程に変更がある場合、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号(22☞参照)によりFAMICを通じて製造基準適合確認(変更)申請(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))を行う必要があります。

なお、当該申請に係る製造工程等が要件に適合しているかについて審査し、牛肉骨粉・血粉等の要件に適合すると認められた場合にあっては、FAMICのホームページ(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>)に変更があった旨を掲載します。

要件に適合しないと判断された場合には、別記様式第3-1号(23☞参照)によりFAMICを通じて「確認の取消し」を申請(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))しなければなりません。

なお、製造工程の変更は、現地での確認が必要となります。

ご不明な点があれば、事前にFAMICへご相談ください。

② その他の変更がある場合

牛肉骨粉・血粉等の製造業者は、確認を受けた会社名、代表者、本社の住所、製造事業場名、事業場の所在地、原料収集先の変更、軽微な製造工程*等を変更する場合には、別記様式第6号(24☞参照)によりFAMICを通じて遅滞なく提出してください(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))。

※ 軽微な製造工程の変更とは、製造工程における機械や装置、タンク等の交換及び製品や原料に直接接触しない装置（モーターやボイラー等）に係る変更等を指します。

上述の変更については、書類による届出で対応できます。

なお、この場合についても事前にFAMICへご相談ください。

(7) 製造設備の故障等についての対応

予期しない製造設備の故障等により、FAMICの確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をFAMICに報告する必要があります。報告内容等はFAMICにご相談ください。

(8) 牛肉骨粉・血粉等の製造業者の大臣確認の廃止についての対応

当該工場における製造の廃止により、牛肉骨粉・血粉等の製造を行わない場合は、別記様式第3-1号によりFAMICを通じて、「確認の取消し」を申請してください。

書式のダウンロード

「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」やFAMICへの申請書類の書式については、FAMICのホームページ（<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2.html>）からダウンロードできます。

必要な書式をダウンロードしてから記入してください。

なお、ダウンロードができない場合には最寄りのFAMICへご連絡ください。

4. 牛肉骨粉・血粉等の大臣確認に関する供給管理票、申請書等の記載例

(1) 供給管理票の記載例

① 原料供給管理票（牛肉骨粉等の原料となる残さの場合）

原料供給管理票	
副産物の供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	牛内臓、牛骨（30月齢を超える牛の脊柱を除く）
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	計 1, 000 k g

② 血液供給管理票（牛血粉等の原料となる血液の場合）

血液供給管理票（牛血粉等原料）	
血液供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	牛血液、豚血液
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	計 1, 000 k g

動物種を明示してください。

③ 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛肉骨粉等の場合）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	牛肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	牛肉骨粉1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び 住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印

牛血粉の場合
は、「牛血粉」
と記載

※ 記入上の注意：太枠線上段は、原料供給者（牛肉骨粉等又は牛血粉等製造業者）が記入し、下段は最終荷受者（養魚用飼料製造業者）が記入してください。

(2) 申請書・変更届の記載例

① 製造基準適合確認申請書（大臣確認通知※別記様式1-1号。牛肉骨粉の場合）

製造基準適合確認申請書		平成○年○月○日
農林水産大臣 殿		
○○県○○市○○ 〇丁目〇番〇号	牛血粉の場合は、「牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉」に変更してください。	
○○株式会社		
代表取締役 ○○○○ 印		
下記の事業場における牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2(1)イの規定による確認を求めます。		
記		
1 事業場の名称	○○株式会社	○○工場
2 事業場の所在地	○○県○○市○○ 〇丁目〇番〇号	

備考：製造工程の図面を添付してください。

※ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）。

② 製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知 別記様式 4 号。牛肉骨粉の場合）

製造基準適合確認（変更）申請書

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

牛血粉の場合は、「牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉」に変更してください。

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇付けで確認を受けた牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 5 1 年農林省令第 3 5 号）1 の 2 (1) イの規定による確認を求めます。

記

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 確認を受けた事業場の名称 | 〇〇株式会社 〇〇工場 |
| 2 確認を受けた事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 |
| 3 変更する事項 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 変更予定年月日 | 平成〇年〇月〇日 |

備考：変更する内容に係る書類（工場全体の平面図、フローチャート）を添付してください。

③ 製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知 別記様式 3－1号。牛肉骨粉の場合）

製造基準適合確認取消し申請書

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

牛血粉の場合は、下線部を「牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉」に変更してください

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇日付け第〇号で確認を受けた牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程については、下記のとおり牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の（3）の規定により、牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 事業場の名称 | 〇〇株式会社〇〇工場 |
| 2 事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 |
| 3 製造基準を満たすことができなくなった理由 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 製造基準を満たすことができなくなった時期 | 平成〇年〇月〇日 |

④ 製造基準適合確認変更届（大臣確認通知 別記様式 6号。牛肉骨粉の場合）

製造基準適合確認変更届

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

「飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）1の3の（2）の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで確認を受けた牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する事項 主たる事務所の所在地の変更※
- 2 変更予定年月日 平成〇年〇月〇日

牛血粉の場合は、
「牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉」に変更してください。

※ 事務所の所在地が変更する場合の記載例です。

(3) 牛肉骨粉・血粉等製造業者と原料収集先（食肉処理業者等・収集業者）の契約例

原料収集先及び収集業者の形態一覧

原料収集先	牛の特定部位 (SRM) の扱い	牛脊柱 (SRM を除く) の原料利用	契約書例のページ
・牛肉骨粉等の原料収集先及び収集業者 ^(※1)			
① と畜業者（牛など）、食肉処理業者、食肉販売業者 ^(※2)	あり	なし	26 ^頁
② と畜業者（牛など）、食肉処理業者、食肉販売業者 ^(※2)	あり	あり	28 ^頁
③ と畜業者（豚など）、食肉処理業者、食肉販売業者 ^(※2) 、食鳥処理場	なし	なし	31 ^頁
④ 食用油脂製造業者（牛肉骨粉等の原料として肉粉を収集）	なし	なし	33 ^頁
⑤ ①、③及び④の原料収集先のみから収集する業者（収集業者）	あり/なし	なし	34 ^頁
⑥ ②の原料収集先から収集 ^(※3) する業者（収集業者）	あり/なし	あり	38 ^頁
・牛血粉等の原料収集先及び収集業者			
⑦ と畜場（牛など）	あり	なし	42 ^頁
⑧ と畜場（豚など）、食鳥処理場	なし	なし	44 ^頁
⑨ ⑦及び⑧の原料収集先から収集する業者（収集業者）	あり/なし	なし	46 ^頁

※1 めん羊、山羊、しか及び馬を扱う場合は、記載例中の点線の四角囲みをご参考ください。

2 食肉販売業者は、精肉店も含まれます。

3 収集業者は、1箇所でも牛肉骨粉の原料として30月齢以下の牛の脊柱を収集する施設がありましたら、⑥の契約例をご参考ください。

① 牛のSRM（特定部位や脊柱）の扱いがあり、牛肉骨粉等原料として30月齢以下の牛の脊柱を供給せずに廃棄する食肉業者等との契約例

契約書

と畜業者、食肉処理業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除く牛、豚、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所における食肉処理に関する事項

- ① 本事業所では、牛、豚、家きんのみを扱い、食肉の処理を行うに当たって、牛の脊柱と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、2の（1）は、以下の記載例となります。

- ① 本事業所では、牛、豚、家きん、めん羊を扱い、食肉の処理を行うに当たって、めん羊の残さ（以下「羊残さ」という。）・牛の脊柱と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等・羊残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ めん羊の処理を、牛、豚、家きんとは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

〔注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。〕

- ⑤ 事業所ごとに原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

（2）原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。また、出

荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

- ② 脊柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、脊柱等を、専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、2の（2）の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

（3）確認責任者の設置

- （1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

（甲）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

（乙）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

② 牛のSRM（特定部位や脊柱）の扱いがあり、牛肉骨粉等原料として30月齢以下の牛の脊柱を供給する食肉業者等との契約例

契約書

と畜業者、食肉処理業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び牛（月齢が30月以下を除外。）の脊柱並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除く牛、豚、家きんの畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所における食肉処理に関する事項

① 本事業所では、牛、豚、家きんのみを扱い、食肉の処理を行うに当たって、脊柱等と原料用残さを分別すること。

④の月齢の分別管理を行わない30月齢以下の牛に由来する脊柱は、原料用残さとしてしないこと。

② 原料用残さは、専用の容器に入れ、牛の脊柱等が混入しないよう保管すること。

③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。

④ 30月齢以下の牛に由来する脊柱を原料用残さとして取り扱う場合は、以下のアからエまでの手順により、それ以外の脊柱との分別管理を行うこと。

ア 30月齢以下の牛に由来する脊柱は専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

(7) 牛の脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

(4) 脱骨業者が脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

(ウ) 脱骨した30月齢以下の牛に由来する脊柱は、脊柱等との識別のため見やすい

位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

(イ) 30月齢を超える牛に由来する脊柱は、30月齢以下の牛に由来する脊柱その他の牛肉骨粉原料に混入しないように廃棄用の専用容器に収納すること。

(オ) (ウ)と(イ)の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることが明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの(原料脊柱)以外は、脊柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

(※食肉処理業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、④は不要。)

⑤ 原料脊柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。原料脊柱を他の副産物原料と合わせる場合は、牛肉骨粉原料脊柱の重量測定後にすること。

(※食肉処理業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、マーキングの確認は不要。)

⑥ 脊柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、原料脊柱及び脊柱等は破碎しないこと。

⑦ 出荷する原料脊柱は、以下を記録し、2年間保存すること。

ア 出荷する原料脊柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨

イ 時間で月齢を区分する場合、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容

⑧ 事業所ごとに原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

牛、豚、家きん以外の家畜(例としてめん羊)を扱う場合は、2の(1)の①~③と⑧は、以下の記載例となります。

① 本事業所では、牛、豚、家きん、めん羊を扱い、食肉の処理を行うに当たって、めん羊の残さ(以下「羊残さ」という。)・脊柱等と原料用残さを分別していること。

② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等・羊残さ(以下「禁止物」という。)が混入しないよう保管していること。

③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

また、めん羊の処理を、牛、豚、家きんとは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

〔注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置(作業時間の規定や具体的な洗浄方法)を記入してください。〕

⑧ 事業所ごとに原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

特に原料脊柱を含む原料用残さの出荷に当たっては、出荷する原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、原料用残さに原料脊柱が入っている旨、並びに当該原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。発行した原料供給管理票の写しは、2年間保存すること。

- ② 脊柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む。）には、脊柱等を、専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、2の(2)の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所

業者名

氏 名

印

(乙) 住 所

業者名

氏 名

印

③ 牛のSRM（特定部位や脊柱）を扱わない施設（豚のと畜場や食鳥処理場を含む）との契約例

豚のと畜場や食鳥処理場の場合は、その旨を記載しても構いません。

契約書

食肉処理業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 甲は、牛、豚、家きんのみを扱い、また、当事業場から搬出する畜産残さに牛の特定部位及び脊柱が混入することはない。また、出荷に当たっては、出荷に係る畜産残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を畜産残さを運搬する者に持たせること。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、1は以下の記載例となります。

1 事業所における食肉処理及び原料用残さの出荷に関する規定

(1) 事業所における食肉処理に関する事項

- ① 甲は、牛、豚、家きん、めん羊を扱い、また、牛の特定部位及び脊柱が含まれた食肉の処理は行わず、当事業場から搬出する畜産残さに牛の特定部位及び脊柱が混入することはない。また、食肉の処理を行うに当たって、めん羊の残さ（以下「羊残さ」という。）と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、羊残さが混入しないよう保管していること。
- ③ めん羊の処理を、牛、豚、家きんとは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、羊残さが入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

〔注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。〕

- ④ 事業所ごとに原料用残さに羊残さが混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに羊残さが混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、羊残さを入れる容器と共用しないこと。
- ② 羊残さが原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、羊残さを、専用の容器を用い、当該容器に羊残さが入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

- (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 2 甲は、乙による1の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 3 本契約は、平成 年 月 日より確実に履行されること。
- 4 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

④ 肉粉を出荷する食用油脂製造業者との契約例

契約書

肉粉を出荷する食用油脂製造業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する肉粉の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 甲は、牛、豚、家きんのみの脂肪を原料とする食用油脂製造施設であり、また、牛の特定部位及び脊柱が含まれた食肉の処理は行わず、当事業場から搬出する肉粉に牛の特定部位及び脊柱が混入することはない。また、出荷に当たっては、出荷に係る肉粉の数量等を記載した「原料供給管理票」を肉粉を運搬する者に持たせること。
- 2 甲は、乙による1の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 3 本契約は、平成 年 月 日より確実に履行されること。
- 4 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

- ⑤ 全月齢の牛脊柱を廃棄する施設のみから収集する業者（牛肉骨粉等の原料として30月齢以下の牛の脊柱を収集しない業者（収集業者））との契約例

契約書

収集業者等（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除く牛、豚、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす収集先から収集されたものに限ること。

- ① 牛、豚、家きんのみを扱う収集先であり、食肉の処理を行うに当たって、牛の脊柱と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨は、決められた場所で行なわれていること。牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑤ 原料用残さを出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ⑥ 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ⑧ 収集先が脊柱等を取扱っていない食肉処理業者等の場合には、当該事業場において牛の脊柱が含まれた食肉の処理は行わず、当事業場から搬出する畜産残さに脊柱等が混入することはないことが確認されていること。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、2の（1）は、以下の記載例となります。

- ① 牛、豚、家きん、めん羊を扱い、食肉の処理を行うに当たって、めん羊の残さ（以下「羊残さ」という。）・牛の脊柱と原料用残さを分別していること。
 - ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等・羊残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないよう保管していること。
 - ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。また、めん羊の処理を、牛、豚、家きんとは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- 注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - ⑤ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
 - ⑥ 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。
 - ⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
 - ⑧ 収集先が禁止物を取扱っていない食肉処理業者等の場合には、当該事業場において牛の脊柱が含まれた食肉やめん羊の処理は行わず、当事業場から搬出する畜産残さに禁止物が混入することはないことが確認されていること。

（2）原料用残さの輸送に関する事項

- ① 原料用残さの輸送に当たっては、脊柱等が混入しないように輸送すること。原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 脊柱等が原料用残さと混載されて運搬されるときは、脊柱等を、専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
- ③ 輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、2の（2）の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

<甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、次の3の規定を設ける>

3 原料用残さの保管・出荷に関する事項

(1) 原料用残さの保管

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管すること。

(2) 原料用残さの出荷

- ① 原料用残さを出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ② 事業所ごとに原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、3の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

4 甲は、乙による2（及び3）の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

5 甲は、2（1）の収集先が2（1）の要件を満たすものであることを確認するため次のことを行うこと。

(1) 2（1）の収集先との間で、次の事項について契約等を取り交わすこと。

- ① 収集先は、2（1）の要件を遵守すること
- ② 収集先は、甲による2（1）の実施状況の確認を受け入れること
- ③ 収集先は、②の確認に際して農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること

(2) 収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び5（1）の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。

(3) 5（1）の契約内容が収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。

6 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。

7 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____

業 者 名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業 者 名 _____

氏 名 _____ 印

⑥ 牛肉骨粉等原料として30月齢以下の牛脊柱を供給する施設から収集する業者（収集業者）との契約例

契約書

収集業者等（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び牛（月齢が30月以下を除外。）の脊柱並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除外する畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす収集先から収集されたものに限ること。

- ① 牛、豚、家きんのみを扱う収集先であり、食肉の処理を行うに当たって、脊柱等と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨は、決められた場所で行なわれていること。牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに牛の脊柱が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑤ 原料用残さを出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ⑥ 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ⑧ 収集先が、牛の脊柱を取り扱っていない食肉処理業者等の場合には、当該事業場において牛の脊柱が含まれた食肉の処理は行わず、当該事業場から搬出する畜産残さに脊柱が混入することはないことが確認されていること。
- ⑨ 収集先が、30月齢以下の牛に由来する脊柱を原料用残さとする食肉事業者等の場合には、当該事業場において、以下のアからエまでの手順により、それ以外の脊柱との分別管理が行われていること又は30月齢以下の牛のみ取り扱われていることが確認されていること。

ア 30月齢以下の脊柱は専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と

明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨業の前に行うこと。

(ア) 脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

(イ) 脱骨作業者が脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

(ウ) 脱骨した30月齢以下の牛に由来する脊柱は、脊柱等との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

(エ) 脊柱等は、30月齢以下の牛に由来する脊柱その他の油脂原料に混入しないように廃棄用の専用容器に収納すること。

(オ) (ウ)と(エ)の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることが明確に表示すること。

エ アからウまでの方法により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの（油脂原料脊柱）以外は、脊柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、2の（1）の①～⑧は、以下の記載例となります。

① 牛、豚、家きん、めん羊を扱い、食肉の処理を行うに当たって、めん羊の残さ（以下「羊残さ」という。）・脊柱等と原料用残さを分別していること。

② 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等・羊残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないよう保管していること。

③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

また、めん羊の処理を、牛、豚、家きんとは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

〔注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理する場合は、原料残さに羊残さが混入することを防止する措置（作業時間の規定や具体的な洗浄方法）を記入してください。〕

④ 事業所ごとに原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

⑤ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。

⑥ 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。

⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

⑧ 収集先が禁止物を取扱っていない食肉処理業者等の場合には、当該事業場において牛の脊柱が含まれた食肉やめん羊の処理は行わず、当事業場から搬出する畜産残さに禁止物が混入することはないことが確認されていること。

(2) 原料用残さの輸送に関する事項

- ① 原料用残さの輸送に当たっては、脊柱等が混入しないように輸送すること。原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 脊柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合は、脊柱等を、専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
- ③ 30月齢以下の牛のみ取り扱われている食肉事業者の原料脊柱を含む原料用残さは、他の食肉事業者の原料用残さと合わせないこと。
- ④ 輸送車には、原料供給管理票を携行すること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、2の(2)の下線部の「脊柱等」を、「禁止物」に書き換えてください。

<甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、次の3の規定を設ける>

3 原料用残さの保管・出荷に関する事項

(1) 原料用残さの保管

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管すること。

(2) 原料用残さの出荷

- ① 原料用残さを出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。原料用残さを入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1)及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ② 事業所ごとに原料用残さに脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、3の下線部の「脊柱等」を、「禁止物」に書き換えてください。

4 甲は、乙による2(及び3)の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

5 甲は、原料用残さの収集先が2(1)の要件を満たすものであることを確認するため次のことを行うこと。

- (1) 原料用残さの収集先との間で、次の事項について契約等を取り交わすこと。
- ① 収集先は、2(1)の要件を遵守すること
 - ② 収集先は、甲による2(1)の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 収集先は、②の確認に際して農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること
- (2) 収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び5(1)の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。
- (3) 5(1)の契約内容が収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。
- 6 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 7 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

印

⑦ 牛血粉等原料を供給する牛のと畜場との契約例

契約書

と畜業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱等の血液以外の残さ並びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除く牛、豚、家きんの血液（以下「原料用血液」という。）を飼料の原料として引き受けること。

2 甲は原料用血液を乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

牛血粉等原料として馬の血液を出荷する事業所は、馬を加えてください。

(1) 事業所における食肉処理に関する事項

- ① 原料用血液は、牛又は豚のみを扱う事業所において、脊柱等の混入がない事を確認した血液を放血工程で収集したものであり、脊柱等と分別していること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用血液に脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

牛、豚、家きん以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、2の（1）は、以下の記載例となります。

- ① 原料用血液は、牛、豚、めん羊を扱う事業所において、脊柱等並びにめん羊の血液及び残さ（以下「禁止物」という。）の混入がない事を確認した血液を放血工程で収集したものであり、禁止物と分別していること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。また、めん羊の処理を、牛、豚とは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。

（注：めん羊の処理を、牛・豚・家きんと同じ場所で処理することはできません。）

- ④ 事業所ごとに原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 原料用血液の出荷に関する事項

- ① 原料用血液を出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 牛の脊柱が原料用血液と混載されて運搬される場合（甲自らが原料用血液を運搬するときを含む）には、脊柱等を、専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用血液を入れた容器との混同を防止すること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、2の(2)の下線部の「脊柱等」を、「禁止物」に書き換えてください。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用血液の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

⑧ 牛血粉等原料を供給する牛を扱わないと畜場との契約例

家きん血液の場合は、「食鳥処理場」と記入してください。

契約書

と畜業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱等の血液以外の残さ並びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除く豚の血液（以下「原料用血液」という。）を飼料の原料として引き受けること。

2 甲は原料用血液を乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所における食肉処理に関する事項

家きん血液の場合は、「家きん」と記入してください

- ① 当事業所は、豚のみを扱う施設であり、当事業所から排出する原料用血液に牛の特定部位及び脊柱が混入することはないこと。また、原料用血液は、血液を放血工程で収集したものであり、血液以外の残さと分別していること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、血液以外の原料が混入しないよう保管していること。
- ③ 事業所ごとに原料用血液にその他の残さが混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

（2）原料用血液の出荷に関する事項

原料用血液を出荷するごとに血液以外の残さが混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

牛等の反すう動物を扱わない場合は、2の（1）・（2）は以下の記載例となります。

（1）事業所における食肉処理に関する事項

- ① 当事業所は、豚、家きんのみを扱う施設であり、当事業所から排出する原料用血液に牛の特定部位及び脊柱が混入することはないこと。また、原料用血液は、血液を放血工程で収集したものであり、血液以外の残さと分別していること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、血液以外の原料が混入しないよう保管していること。
- ③ 事業所ごとに原料用血液にその他の残さが混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

（2）原料用血液の出荷に関する事項

原料用血液を出荷するごとに血液以外の残さが混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。

（3）確認責任者の設置

（1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用血液の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____ 印

⑨ 牛血粉等原料を供給すると畜場から収集する業者（収集業者）の契約例

契約書

収集業者等（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱等の血液以外の残さ並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）を除く牛、豚、家きんの血液（以下「原料用血液」という。）を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用血液を乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用血液に関する事項

原料用血液は、以下の要件を満たす収集先から収集されたものに限ること。

- ① 牛、豚、家きん、馬のみを扱う収集先であり、原料血液は、放血工程において収集を行い、牛の脊柱と原料用血液を分別していること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管していること。
- ③ 事業所ごとに原料用血液に脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ④ 原料用血液を出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ⑤ 「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

（2）原料用血液の輸送に関する事項

- ① 原料用血液の輸送に当たっては、脊柱等が混入しないように輸送すること。原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 脊柱等が原料用血液と混載されて運搬されるときは、脊柱等を、専用の容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示し、原料用血液を入れた容器との混同を防止すること。
- ③ 輸送車には、血液供給管理票を携行すること。

牛、豚、家きん、馬以外の家畜（例としてめん羊）を扱う場合は、2の（1）は、以下の記載例となります。また、2の（2）の下線部の「脊柱等」を、「禁止物」に書き換えてください。

- ① 牛、豚、家きん、馬、めん羊を扱う収集先であり、原料血液は、牛、豚、家きん、馬の放血工程で収集を行い、羊の血液・残さ（以下「羊残さ」という。）・牛の脊柱と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、脊柱等・羊残さ（以下「禁止物」という。）が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。また、めん羊の放血工程の処理を、牛、豚、家きんとは別の場所で行い、羊残さを投入できる位置に、禁止物が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑤ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ⑥ 「原料供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ⑧ 収集先が禁止物を取扱っていない食肉処理業者等の場合には、当該事業場において牛の脊柱が含まれた食肉やめん羊の処理は行わず、当事業場から搬出する畜産残さに禁止物が混入することはないことが確認されていること。

<甲が原料用血液を集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、次の3の規定を設ける>

3 原料用血液の保管・出荷に関する事項

(1) 原料用血液の保管

- ① 原料用血液は、専用の容器に入れ、脊柱等が混入しないよう保管すること。

(2) 原料用血液の出荷

- ① 原料用血液を出荷するごとに脊柱等が混入していないことを確認すること。原料用血液を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこと。
- ② 「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ② 事業所ごとに原料用血液に脊柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付け

ること。

牛、豚、家きん以外の家畜を扱う場合は、3の下線部の「脊柱等」は、「禁止物」に書き換えてください。

- 4 甲は、乙による2（及び3）の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 5 甲は、2（1）の収集先が2（1）の要件を満たすものであることを確認するため次のことを行うこと。
 - （1）2（1）の収集先との間で、次の事項について契約等を取り交わすこと。
 - ① 収集先は、2（1）の要件を遵守すること
 - ② 収集先は、甲による2（1）の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 収集先は、②の確認に際して農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること
 - （2）収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び5（1）の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。
 - （3）5（1）の契約内容が収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。
- 6 本契約は、平成〇年〇月〇日より確実に履行されること。
- 7 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用血液の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

平成 年 月 日

（甲）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

（乙）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

Ⅲ章 牛肉骨粉等又は牛血粉等を原料とする養魚用飼料を製造する事業者が必要な対応

1. 養魚用飼料製造業者が製造に当たって守って頂きたい要件

牛肉骨粉等又は牛血粉等（牛肉骨粉・血粉等）を原料とする養魚用飼料を製造・供給しようとする場合、製造業者は事業場毎に以下の要件に適合することについて、農林水産大臣による確認を受ける必要があります。

また、大臣確認済の養魚飼料ライン（確認済魚飼ライン）で製造された飼料（例：モイストペレット用マッシュ飼料、牛肉骨粉・血粉等と魚粉を混合した飼料）を原料とする飼料の製造業者（例：モイストペレット工場、ドライペレット工場）も農林水産大臣による確認を受ける必要があります。54図 2 参照

なお、確認済魚飼ラインでは、牛肉骨粉等を含まない養魚用飼料も製造可能です。ただし、牛肉骨粉等を含む・含まないに関わらず、確認済魚飼ラインで製造された養魚用飼料は、同様の取扱いが必要です。（牛肉骨粉等を含むかどうかは、飼料の包装等に表示される原材料名で明記してください。55図参照。）

【必要な要件】

① 他の飼料の製造ラインとの分離

大臣確認を受ける養魚用飼料の製造ラインは、これまで通り牛用飼料の製造ライン（牛飼料ライン）と完全に分離するだけでなく、牛肉骨粉・血粉等を使用しない豚・鶏・魚用飼料（B飼料）の製造ラインと分離する必要があります。

② 牛肉骨粉・血粉等の受入時の措置

飼料製造業者が牛肉骨粉・血粉等を受け入れる場合には、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されたもののみ受け入れることができます。

また、大臣確認を受けた養魚用飼料の製造ライン（確認済魚飼ライン）で製造された中間製品（養魚用飼料の原料となる混合飼料を指します。）を受け入れる場合には、「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」が貼付されたもののみ受け入れることができます。

牛肉骨粉・血粉等や中間製品を受け入れた場合には、「牛肉骨粉等供給管理票」や「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」の内容を確認し、必要事項を記入の上、遅滞なく回付してください。また、受け入れた牛肉骨粉・血粉等や中間製品が大臣確認を受けていない製造ラインに混入しないよう注意する必要があります。

③ 帳簿による管理状況の記録

確認済魚飼ラインにおける養魚用飼料の製造に当たっては、牛肉骨粉等の受入量、飼料の製造量及び出荷量等を記録し、8年間保存してください。

④ 確認済魚飼ラインで製造された最終製品及び中間製品の輸送時の措置

確認済魚飼ラインで製造された養殖業者向けの最終製品及び養魚用飼料製造業者（確認済魚飼ラインを有する施設に限る）向けの中間製品の輸送に当たっては、専用の紙袋やトランスバック等に「使用上の注意」や「水産専用」の目印を表示してください。

また、中間製品は、確認済魚飼ラインを有する養魚用飼料製造業者に限り出荷できます。出荷の際は、当該中間製品に「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」を添付する必要があります。

(1) 養魚用飼料の原料として用いることができる牛由来原料

ア 牛肉骨粉・血粉等

養魚用飼料に用いる牛肉骨粉・血粉等は、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されているもののみ利用できます。

① 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「血粉等」という。）

② 牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」といいます。）

イ 中間製品

確認済魚飼ラインで製造された中間製品（例：モイストペレット用マッシュ飼料、牛肉骨粉・血粉等と魚粉を混合した飼料）は、「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」が添付されているもののみ利用できます。

(2) 原料受入時の管理・記録

牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の受入時に、添付されている「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」又は「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別・流通の状況等により、適切な原料であることを確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、8年間保存する必要があります。

(3) 製造工程の分離

確認済魚飼ラインは、牛用飼料の製造ラインと完全に分離する必要があります。

また、確認済魚飼ラインは、豚鶏用飼料の製造ラインとも分離する必要があります。確認済魚飼ラインで製造した飼料が、豚鶏用飼料の製造ラインに混入しない構造であれば、別の建物にする、あるいは、壁で仕切る必要はありません。

例えば、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料原料の投入口が、養魚用飼料と豚鶏用飼料で共用されている場合であっても双方のラインが分岐してから、養魚用ラインに牛肉骨粉・血粉等を投入するのであれば、共有部分を分離する必要はありません。ただし、養魚用飼料と豚鶏用飼料の製品を袋詰めする工程は共有することはできません。個別ケースについては、FAMICに予めご相談ください。

(4) 製造記録

牛肉骨粉・血粉等を使用するラインで製造した飼料の名称、製造量、製造年月日、当該飼料の原料又は材料の名称及び数量を記録し、8年間保存する必要があります。

(5) 出荷に係る基準

確認済魚飼ラインで製造した最終製品（養殖業者又は販売業者に出荷する飼料のことを言います。）又は、中間製品（確認済魚飼ラインを持つ養魚用飼料製造施設（確認済魚飼製造施設）に出荷する半製品を言います。）については、それぞれ個別の対応を行う必要があります。

注意事項

例えば、ペレット用マッシュ飼料は、養殖業者や販売業者に出荷する場合は「最終製品」となりますが、ペレット製造工場へ出荷する場合は「中間製品」に該当するため、「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」を添付する必要があります。

一方、牛肉骨粉・血粉等と魚粉を混合した飼料は、確認済魚飼製造施設のみ利用できるものとし、「中間製品」にのみ該当します。

ア 最終製品

確認済魚飼ラインで製造された、養殖業者又は販売業者に出荷する飼料（ペレット飼料、マッシュ飼料（養殖場においてモイストペレットの製造に用いる飼料を含みます。））をいいます。

① 出荷先の確認

出荷先が養殖業者又は販売業者であることを確認する必要があります。

特に販売業者に対しては、養殖業者（養殖業者に至るまでの間に介在する他の販売業者を含む）以外に販売しないことを十分に確認する必要があります。

② 出荷工程

確認済魚飼ラインにおいて製造された最終製品の出荷に当たっては、飛散等により牛、豚、鶏用等の養魚用以外の飼料に混入しないようにする必要があります。

③ 輸送の容器

最終製品の出荷に当たっては、当該製品が養魚用以外の飼料への混入を防止するために、専用の容器（バルク車、紙袋、トランスバック等）を使ってください。

紙袋やトランスバック等で包装した最終製品であっても、A飼料と混載して輸送することはできません。

最終製品を豚鶏用飼料と混載して輸送する場合は、それぞれ紙袋やトランスバック等で包装するとともに、積載場所を区分し、これらに最終製品が混入しないようにする必要があります。

④ 出荷記録

最終製品の出荷に当たっては、出荷年月日、出荷先、出荷数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）を記録する必要があります。

この最終製品の出荷記録は、最低8年間保存する必要があります。

なお、この製品の出荷記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。

⑤ 注意書き等の表示

最終製品の表示は、(ア)飼料の名称、(イ)製造（輸入）年月、(ウ)製造業者の氏名又は名称及び住所、(エ)製造事業場の名称及び所在地を表示する必要があります。

また、当該最終製品を禁止されている牛等の家畜や家きんに誤給与しないように以下を表示する必要があります。（55頁参照）

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

イ 中間製品

確認済魚飼ラインで製造された、養魚用飼料確認施設に出荷する半製品（例：モイストペレット飼料の原料となるマッシュ飼料、牛肉骨粉・血粉等と魚粉を混合した飼料）を指します。

① 出荷先の確認

出荷先が養魚用飼料確認施設であることを確認する必要があります。（中間製品を、販売業者や養殖業者に販売・出荷することはできません。）

② 出荷工程

確認済魚飼ラインにおいて製造された中間製品の出荷に当たっては、飛散等により牛、豚、鶏用等の養魚用以外の飼料に混入しないようにする必要があります。

③ 輸送の容器

中間製品の出荷に当たっては、当該製品が養魚用以外の飼料への混入を防止するために、専用の容器（バルク車、紙袋やトランスバック等）を使ってください。

紙袋やトランスバック等で包装した中間製品であっても、A飼料と混載して輸送することはできません。

中間製品を豚鶏用飼料と混載して輸送する場合は、それぞれ紙袋やトランスバック等で包装するとともに、積載場所を区分し、これらに中間製品が混入しないようにする必要があります。

④ 出荷記録

中間製品の出荷に当たっては、出荷年月日、出荷先、出荷数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）を記録する必要があります。

この中間製品の出荷記録は、最低8年間保存する必要があります。

（ なお、この製品の出荷記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。 ）

⑤ 注意書き等の表示

中間製品の表示は、(ア)飼料の名称、(イ)製造年月、(ウ)製造業者の氏名又は名称及び住所、(エ)製造事業場の名称及び所在地を表示する必要があります。

また、当該中間製品を禁止されている牛等の家畜や家きんに誤って給与しないように以下を表示する必要があります。（56参照）

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

⑥ 確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の添付

中間製品を確認済魚飼製造施設に輸送する場合、必ず「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」（60参照）を添付してください。また、中間製品を出荷する確認済魚飼製造施設は、製品を受理した確認済魚飼製造施設（最終荷受者）から、最終荷受者名を記名した「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」を回付してもらう必要があります。

中間製品を出荷する確認済魚飼製造施設は、回付された「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」を最低8年間保存する必要があります。

注意事項

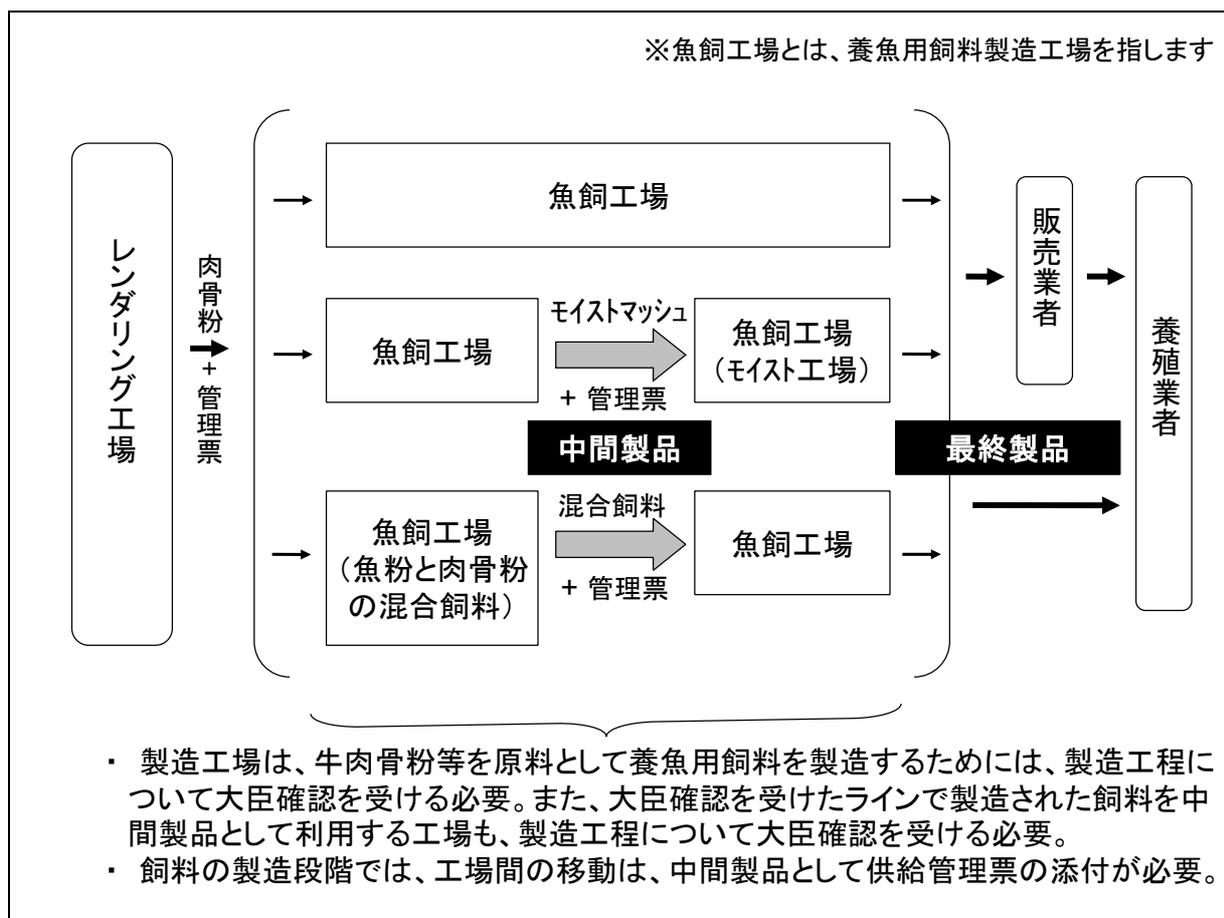
養魚飼料製造事業者が中間製品を受入れる場合は、「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」が添付されたもののみ受入可能です。「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」の添付されていない中間製品は、受入・利用することはできませんので、誤って受け入れないように注意してください。

(6) 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本要件に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査する必要があります。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存する必要があります。

図 2 最終製品と中間製品（例）



大臣確認ラインで製造された養魚用飼料の表示

- 牛肉骨粉を使用した飼料は、原材料名の欄に「牛肉骨粉」と表示
- 牛肉骨粉の使用の有無にかかわらず、全ての家畜への給与禁止や保管の注意について表示
- 大臣確認ラインで製造される飼料は、養魚用飼料に限られるため、「水産専用」と表示

牛肉骨粉の利用が可能な大臣確認ラインの養魚用飼料

水産専用

飼料の名称 ○○印○○用配合飼料○○○

飼料の種類 ぶり育成用配合飼料

製造年月 平成○○年○○月

製造業者の氏名又は名称及び住所 ○○○株式会社
○○県○○市○町○丁目○番地

製造事業場の名称及び所在地 ○○○株式会社○○工場
××県××市×町×丁目×番地

含有する飼料添加物の名称及び量
ビタミンC、ビタミンA、○○○、○○○

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	70%	魚粉、 <u>牛肉骨粉</u>
穀類	30%	小麦粉

(注)

1 原材料名は、配合割合の大きい順である。

2 ()内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

牛肉骨粉を使用
(牛肉骨粉未使用)

牛肉骨粉の利用ができないラインの養魚用飼料(従来のB飼料)

飼料の名称 ○○印○○用配合飼料○○○

飼料の種類 ぶり育成用配合飼料

製造年月 平成○○年○○月

製造業者の氏名又は名称及び住所 ○○○株式会社
○○県○○市○町○丁目○番地

製造事業場の名称及び所在地 ○○○株式会社○○工場
××県××市×町×丁目×番地

含有する飼料添加物の名称及び量
ビタミンC、ビタミンA、○○○、○○○

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊及びしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	70%	魚粉、 <u>豚肉骨粉</u>
穀類	30%	小麦粉

(注)

1 原材料名は、配合割合の大きい順である。

2 ()内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

豚肉骨粉を使用
(牛肉骨粉未使用)

※ 赤下線で示した箇所、それぞれの飼料を区別することが可能となります。（実際に表示する際には、赤線は不要です。）

中間製品の表示例

水産専用

飼料の名称 ○○○○
飼料の種類 ○○○混合飼料
製造年月 平成○○年○○月
製造業者の氏名 ○○○飼料株式会社
又は名称及び住所 ○○県○○市○町○丁目○番地
製造事業場の名称 ○○○飼料株式会社○○工場
及び所在地 ××県××市×町×丁目×番地
正味重量 20kg

成分量

含有する飼料添加物の名称

ビタミンA、ビタミンD₃、ビタミンE、硫酸鉄

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

原材料名

魚粉、牛肉骨粉、小麦粉、大豆油かす

2. 確認手続の流れ

1に示した牛肉骨粉等又は牛血粉等（牛肉骨粉・血粉等）を原料とする養魚用飼料の要件（49☞参照）又はこれらを原料とする養魚用飼料の製造の要件を満たしている場合は、以下に従って、要件に適合することについて、FAMIC を通じて農林水産大臣による確認を受けてください。

(1) 自主確認及び事前相談

牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造工程等が要件に適合することについて、農林水産大臣の確認を受けようとする製造業者は、製造事業場が要件に適合することを自ら事前に確認（自主確認）してください。

自主確認についてご不明な点がある場合は、最寄りの FAMIC（72☞参照）にご相談ください。なお、自主確認に当たっては、特に以下に留意してください。

〔製造ラインの分離に関する基本的な考え方〕

- ① 牛肉骨粉・血粉等を利用する製造ラインは、養魚用飼料にのみ使用可能です（豚鶏用飼料用としての利用は不可）
- ② 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料と豚鶏用飼料の製造ラインが併設されている場合、製造ラインの構造上、牛肉骨粉が豚鶏用飼料に混ざらないようにすることが必要です。（ただし、必ずしも、両ラインを別の建物にする、あるいは、壁で仕切る必要はありません）。
- ③ 牛肉骨粉・血粉等以外の飼料原料の投入口が、養魚用飼料と豚鶏用飼料で共用されている場合であっても双方のラインが分岐してから、養魚用ラインに牛肉骨粉・血粉等を投入するのであれば、投入口から分岐点までのラインを共有することが可能です。（ただし、養魚用飼料と豚鶏用飼料の製品を袋詰めする工程は共有することは不可）

(2) 申請書の提出

(1)の自主確認が完了した牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造業者は、事業場毎に、別記様式第1-1号（61☞参照）による申請書（正1通、副1通（控えが必要な場合は副2通））に必要事項を記載の上、FAMIC を通じて申請してください。併せて、現地検査を実施する日程等についても、ご相談ください。

(3) 確認（現地）検査の実施

FAMIC の検査職員が申請のあった牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造事業場に伺い、牛肉骨粉・血粉等の要件の適合状況を実地に確認します。この際、検査職員は検査した内容について記録書を作成します。なお、確認検査の際に不備が認められた場合には、改善状況を報告していただく必要があります。

(4) ホームページへの掲載

(3)の確認(現地)検査の結果、牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の要件に適合すると認められた場合、FAMICのホームページ(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>)に掲載します。

(5) 確認後にその内容に変更が生じた場合の対応

① 製造工程を変更する場合

確認を受けた製造事業場において、製造工程に変更がある場合、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号(62号参照)によりFAMICを通じて製造基準適合確認(変更)申請(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))を行う必要があります。

なお、当該申請に係る製造工程等が要件に適合しているかについて審査し、牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造の要件に適合すると認められた場合にあつては、FAMICのホームページに掲載します。

要件に適合しないと判断された場合には、別記様式第3-1号(63号参照)によりFAMICを通じて「確認の取消し」を申請(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))しなければなりません。

なお、製造工程の変更は、現地での確認が必要となります。

ご不明な点があれば、事前にFAMICへご相談ください。

② その他の変更がある場合

牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造業者は、確認を受けた会社名、代表者、本社の住所、製造事業場名、事業場の所在地、軽微な製造工程[※]等を変更する場合には、別記様式第6号(64号参照)によりFAMICを通じて遅滞なく提出してください(正1通、副1通(控えが必要な場合は副2通))。

※ 軽微な製造工程の変更とは、製造工程における機械や装置、タンク等の交換及び製品や原料に直接接触しない装置(モーターやボイラー等)に係る変更等を指します。

上述の変更については、書類による届出で対応できます。

なお、この場合についても事前にFAMICへご相談ください。

(6) 製造設備の故障等についての対応

予期しない製造設備の故障等により、FAMICの確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をFAMICに報告する必要があります。報告内容等はFAMICにご相談ください。

(7) 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の製造業者の大臣確認の廃止についての対応

当該工場における製造の廃止により、養魚用飼料の製造を行わない場合は、別記様式第3-1号によりFAMICを通じて、「確認の取消し」を申請してください。

また、確認済魚飼ラインにおいて、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造を取りやめ、養魚用飼料の他に豚鶏用飼料の製造も可能なB飼料の製造ラインに変更するには、製造ラインに付着した牛肉骨粉・血粉等を十分に除去されたことが確認された場合に可能となります。やむを得ず、牛肉骨粉・血粉等の利用を取りやめ、養魚用飼料の他に豚鶏用飼料として出荷できる製造ラインに変更する場合は、当該製造工程を十分に洗浄し、牛肉骨粉・血粉等が十分に除去されていることを、ELISA法を用いて確認してください。牛肉骨粉・血粉等が継続的に検出されないことを自主確認した上で、FAMICが実施するELISA法及びPCR法の検査を受け、当該製造工程から牛肉骨粉・血粉等が除去されたことの確認を受けた上で、「確認の取消し」を申請してください。（ライン変更を検討される場合は、事前に最寄りのFAMICにご相談ください。）

書式のダウンロード

「供給管理票」やFAMICへの申請書類の書式については、FAMICのホームページ(<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2.html>)からダウンロードできます。

必要な書式をダウンロードしてから記入してください。

なお、ダウンロードができない場合には最寄りのFAMICへご連絡ください。

3. 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の供給管理票、申請書等の記載例

(1) 供給管理票の記載例

確認済魚飼ライン中間製品供給管理票（牛肉骨粉と魚粉を混合した飼料の場合）

確認済魚飼ライン中間製品供給管理票	
確認済魚飼ライン中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	牛肉骨粉含有混合飼料 (牛肉骨粉、魚粉)
供給する確認済魚飼ライン中間製品の名称	牛魚混合飼料1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印

動物由来たん白質の原料を記入してください

※ 記入上の注意：太枠線上段は、中間製品供給者が記入し、下段は最終荷受者（確認済魚飼製造施設）が記入してください。

(2) 申請書・変更届の記載例

① 製造基準適合確認申請書（大臣確認通知※別記様式1-1号）

製造基準適合確認申請書	
平成〇年〇月〇日	
農林水産大臣 殿	
〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号	
〇〇株式会社	
代表取締役 〇〇〇〇 印	
<p>下記の事業場における牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉を原料とする飼料の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2(2)ウの規定による確認を求めます。</p>	
記	
1 事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場
2 事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

備考：製造工程の図面を添付してください。

※ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）。

② 製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知 別記様式 4 号）

製造基準適合確認（変更）申請書

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇付けで確認を受けた牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白を原料とする飼料の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）1の2(2)ウの規定による確認を求めます。

記

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 確認を受けた事業場の名称 | 〇〇株式会社 〇〇工場 |
| 2 確認を受けた事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 |
| 3 変更する事項 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 変更予定年月日 | 平成〇年〇月〇日 |

備考：変更した内容に係る書類（工場全体の平面図、フローチャート）を添付してください。

③ 製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知 別記様式 3－1号）

製造基準適合確認取消し申請書

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

平成〇年〇月〇日付けで確認を受けた牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白を原料とする飼料の製造工程については、下記のとおり牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白を原料とする飼料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の（3）の規定により、牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白を原料とする飼料の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称 〇〇株式会社〇〇工場
- 2 事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由 〇〇〇〇〇
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期 平成〇年〇月〇日

確認済魚飼ラインから、養魚用飼料の他に豚鶏用飼料の製造も可能なB飼料の製造ラインに変更する場合はその旨を記載してください

④ 製造基準適合確認変更届（大臣確認通知 別記様式 6号）

製造基準適合確認変更届

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

「飼料及び飼料添加物に関する成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）1の3の（2）の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで確認を受けた牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白を原料とする飼料の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する事項 主たる事務所の所在地の変更※
- 2 変更予定年月日 平成〇年〇月〇日

※ 事務所の所在地が変更した場合の記載例です。

IV章 牛肉骨粉等又は牛血粉等を原料とする養魚用飼料を扱う販売業者及び養殖業者が必要な対応

1. 販売業者に守っていただきたい要件

牛肉骨粉等又は牛血粉等（牛肉骨粉・血粉等）を原料とする養魚用飼料を扱う販売業者は、以下の要件を遵守する必要があります。

なお、大臣確認を受けた養魚用飼料製造ライン（確認済魚飼ライン）で製造された飼料は、牛肉骨粉・血粉等を原料として含まない養魚用飼料であっても、牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料と同様の取扱いが必要となります。

【必要な要件】

- ① 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料は、確認済魚飼ラインで製造されたものを購入する必要があります。また、養殖業を営む者に対してのみ販売することができます（養殖業者が受け取るまでの間に介在する販売業者はこの限りではありません。）。
- ② 確認済魚飼ラインで製造された飼料を購入・出荷した際は、記録し、8年間保存する必要があります。
- ③ 確認済魚飼ラインで製造された飼料の保管は、養魚用以外の飼料（家畜用飼料）と分別し、養殖業者や養殖業者が受け取るまでの間に介在する販売業者に販売する必要があります。

(1) 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料の購入

確認済魚飼ラインで製造された養魚用飼料は、記載例（55頁）のように、使用した原材料や使用上の注意が記載されていますので、その他の飼料と判別することができます。このような表示が適切にされたもののみ購入するよう注意してください。

(2) 製品の受入・販売時の帳簿による記録

確認済魚飼ラインで製造された飼料の受入・販売に当たっては、出荷年月日、出荷先、出荷数量（包装品の場合は1個当たりの重量とその個数）を記録する必要があります。

この飼料の出荷記録は、最低8年間保存する必要があります。

（なお、この製品の出荷記録については、各項の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の資料を利用することや、コンピュータ等の電子的記録媒体によって記録しても構いません。）

(3) 確認済魚飼ラインで製造された飼料の保管の措置

確認済魚飼ラインで製造された飼料は、家畜用飼料に混入しないように、家畜用飼料と分別して保管する必要があります。

(4) 確認済魚飼ラインで製造された飼料の販売措置

確認済魚飼ラインで製造された飼料を販売する時は、売り先が養殖業者であることを確認した上で販売する必要があります。また、当該養魚用飼料を養殖業者に販売する時は、養殖業者において牛を飼養しているかの有無を確認し、牛を飼養している場合は、誤って牛に給与すること無く、表示に従い適切に取り扱うよう養殖業者に説明してください。

当該養魚用飼料と家畜用飼料を混載する場合は、当該養魚用飼料が家畜用飼料に混入しないよう分別して輸送する必要があります。また、確認済魚飼ラインで製造された養魚用飼料を、牛等の家畜や家きんに使用すると、飼料安全法の違反になりますので、牛等の農家・家きんのみを使用する者に販売することのないよう注意が必要です。販売業者や農家における、これらの要件の遵守状況は、従来と同様に都道府県が立入検査により確認します。

確認済魚飼ラインで製造された飼料を扱う製造業者や販売業者は、販売先の養殖業者に対して使用上の注意等を十分に伝えるようお願いします。

(説明に当たっては、リーフレット(68頁)をご利用ください。)

また、牛肉骨粉の安全性につきましては、69～70頁のリーフレットをご利用ください。

2. 養殖業者に守っていただきたい要件

牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料を扱う養殖業者は、以下の要件を遵守する必要があります。

また、養殖業者における要件の遵守状況は、都道府県が立入検査により確認する場合があります。

なお、牛肉骨粉を原料とする養魚用飼料やこれを摂取した魚の安全性については、69～70ページのリーフレットに記載していますので、養殖魚の販売先等へ説明される場合などに、ご活用ください。

【必要な要件】

- ① 牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料は、養殖魚以外に給与することができません。
- ② 確認済魚飼ラインで製造された飼料は、養魚用以外の飼料（家畜用飼料）と分別して保管する必要があります。

(1) 給与の対象

確認済魚飼ラインで製造された飼料は、養殖魚に限り給与が認められています。

牛等の家畜や家きんに給与することができないため、養殖業を営んでいない家畜・家きん農家に譲渡しないよう注意してください。

また、牛等の家畜や家きんを飼養している養殖業者は、当該養魚用飼料を誤って家畜等に給与しないよう注意してください。

なお、確認済魚飼ラインで製造された養魚用飼料は、記載例（55ページ）のように使用上の注意が記載されていますので、その他の飼料と判別することができます。

(2) 確認済魚飼ラインで製造された飼料の保管の措置

牛等の家畜や家きんを飼養している養殖業者は、家畜用の飼料に養魚用飼料が混入しないように、養魚用飼料と家畜用飼料を分別して保管する必要があります。

注意事項

養殖業者において、牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料を使用する際は、飼料包装に記載された「使用上及び保存上の注意」等（記載例（55ページ参照））を遵守することが必要です。

養殖業者のみなさまへ

～養魚用飼料に関する飼料規制の見直し～

➤ 牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開

1. 平成13年に我が国において初めてBSEが確認されたことから、肉骨粉を含む飼料の製造及び販売を禁止してきました。
2. その後、国内では、飼料規制などのBSE対策が徹底され、BSEの発生リスクが大きく低下したことから、我が国は、25年5月に動物衛生の国際機関である国際獣疫事務局(OIE)から、最もリスクが低い「無視できるBSEリスク国」に認定されました。
3. 牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開について、農業資材審議会及び食品安全委員会で科学的に評価したところ、家畜やヒトの安全性に問題がないと評価されました。これらの評価を踏まえ、4月1日より養魚用飼料において牛肉骨粉の利用を再開しました。

- 牛肉骨粉を含む飼料は養魚用に限って認められたものであり、牛だけではなく、豚や鶏にも使用できません。
- 飼料包装の表示に従い、適切に保管・使用していただくようお願いします。

➤ 安全な飼料を正しく使いましょう

- 飼料を種類毎に区分し、飼料包装の表示に従って保管・使用しましょう。
- カビや害虫の発生させないように気をつけましょう。
- 養殖魚の品質低下させないため、出荷前の餌止めを徹底しましょう。
- 過剰給餌しないよう、使用した飼料の種類、ロットなどを忘れずに記録しましょう。



平成27年4月
水産庁 増殖推進部 栽培養殖課
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開

- ・ B S E 対策の徹底により、我が国は動物衛生の国際機関である O I E から「無視できる B S E リスク国」に認定されました。
- ・ 食品安全委員会等の安全評価の結果を踏まえ、4月1日より養魚用飼料において牛肉骨粉の利用を再開しました。

1. 平成13年に我が国において初めて B S E が確認されて以来、これまで肉骨粉を含む飼料の製造及び販売を禁止してきました。
2. その後、国内では、飼料規制などの B S E 対策が徹底され、B S E の発生リスクが大きく低下したことから、我が国は、25年5月に動物衛生の国際機関である 国際獣疫事務局（O I E） から「無視できる B S E リスク国」に認定されました。
〔 O I E は、各国の B S E 発生リスクを評価しており、日本の B S E 対策を検証した結果、最もリスクが低い「無視できる B S E リスク国」と認定しました。〕
3. 牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開について、農業資材審議会及び食品安全委員会で科学的に評価したところ、家畜やヒトの安全性に問題がないと評価されました。これらの評価を踏まえ、4月1日より養魚用飼料において牛肉骨粉の利用を再開しました。
4. なお、利用再開に当たっては、①肉骨粉の原料は食品として利用可能な牛の部位とし、②牛肉骨粉を扱う施設は、牛用飼料等に混入しないよう製造工場の安全管理状況を確認する制度（大臣確認制度）を導入し、さらに、その遵守状況を監視するため、立入検査を行っていきます。

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
水産庁 増殖推進部 栽培養殖課

牛肉骨粉の飼料としての安全性

「無視できるBSEリスク」の国ステータス

- 飼料規制及び特定危険部位(SRM)の除去等のBSE対策の徹底により、我が国は、平成25年5月にOIEから最もリスクが低い「無視できるBSEリスク国」に認定されました。

無視できるBSEリスク国の該当要件

- ① 過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないこと
- ② 有効な飼料規制が8年以上実施されていること



「無視できるBSEリスク」の国認定証

食品安全委員会の評価

- 食品安全委員会は、「牛肉骨粉を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できると考えられる」と評価しています。

- ・ 牛肉骨粉に使われる原料は、SRMや死亡牛が含まれず、飼料規制等のリスク管理措置を踏まえると、ヒトへの感染リスクは極めて低い
- ・ 魚がBSEプリオンを摂取しても、BSEプリオンの増幅・伝達は困難

- 牛肉骨粉は、SRMが除去された食品として利用可能な部位(肉、内臓、脂肪、骨等)を原料とし、さらに、牛、豚、鶏の飼料に混入しない管理措置を徹底します。

○参考 お問い合わせ先

1. 農林水産省等

担当窓口（連絡先）	担当する業務区域
a. 消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料検査指導班、飼料安全基準班 電話 03（3502）8111 （内線：4537、4546）	
b. 北海道農政事務所 安全管理課 電話 011（642）5463	北海道
c. 東北農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 022（221）6097	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
d. 関東農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 048（740）0087	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県
e. 北陸農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 076（232）4106	新潟県、富山県、石川県、福井県
f. 東海農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 052（223）4670	岐阜県、愛知県、三重県
g. 近畿農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 075（414）9000	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
h. 中国四国農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 086（227）4302	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
i. 九州農政局 消費・安全部 安全管理課 電話 096（211）9140	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
j. 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 電話 098（866）1672	沖縄県

2. 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

担当窓口 (連絡先)	担当する業務区域
<p>a. 本部 肥飼料検査部 飼料管理課 〒330-9731 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 電話 050(3797)1857</p>	<p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県</p>
<p>b. 札幌センター 肥飼料検査課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目4番地1 札幌第2合同庁舎 電話 050(3797)2716</p>	<p>北海道</p>
<p>c. 仙台センター 肥飼料検査課 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎 電話 050(3797)1893</p>	<p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</p>
<p>d. 名古屋センター 飼料検査課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第2号館 電話 050(3797)1902</p>	<p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県</p>
<p>e. 神戸センター 飼料検査課 〒650-0044 神戸市中央区港島南町1丁目3番7号 電話 050(3797)1915</p>	<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>
<p>f. 福岡センター 飼料検査課 〒813-0044 福岡市東区千早3丁目11番15号 電話 050(3797)1921</p>	<p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>